

「集落支援員」について

概要

- 集落支援員は、地方自治体（県・市町村）からの委嘱を受け、市町村職員とも連携しながら、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行います。
- 集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するなど、市町村職員や集落住民とともに、集落対策を推進します。
- 総務省は、集落支援員の設置、集落点検及び話し合いに要する経費について、地方自治体に対して特別交付税により支援します。

取組のポイント

- ▶ 集落の課題を「自らの地域」の課題としてとらえられるようにすること
- ▶ 市町村が集落に対して十分な目配りを行うこと
- ▶ 住民と市町村の強力なパートナーシップを形成して取り組むこと

取組のフロー

1 集落支援員の設置

- ・ 市町村に「集落支援員」を設置。
- ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

2 集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施
（※点検項目の例：「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など）

集落支援員による支援

3 集落のあり方についての話し合い

- ・ 住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進（「集落点検」の結果を活用）
- ・ 集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援

集落支援員による支援

集落支援員による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

【平成20年度の取組状況】専任の集落支援員 199人（自治会長などの兼務の集落支援員 約2,000人）

対象となり得る人材

- 地域の実情に詳しい身近な人材で、集落点検の実施や話し合いの促進といった集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材です。（こうしたゆわく・知見を有する者であれば、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材が登用されることもあります。）

※ 集落支援員の具体の取組状況や募集状況については、各地方自治体により異なりますので、詳細はそれぞれの地方自治体にお問い合わせ下さい。



【参考】「集落支援員」の取組事例（平成20年度）

福島県喜多方市

○人口減少と高齢化の進む集落の現状を把握するため、市内275集落中、10集落に5人の集落支援員（喜多方市過疎集落支援員）を設置

人材

地域の実情に詳しい人材
（行政経験者、農業関係業務の経験者 等）

業務内容

地区担当の市職員等と連携し、集落を巡回
集落点検により生活状況及び農地・森林の状況を把握

ポイント

集落支援員と市職員が協働して集落対策に取り組む



和歌山県那智勝浦町

○集落の課題・問題点を把握し、今後の取り組みに活かすため、町内色川地域の全9集落に1人の集落支援員（色川地域集落支援員）を設置

人材

新規定住者を活用

業務内容

月に15回程度集落を巡回
調査内容を活動日誌にまとめるとともに、町の担当者・地区代表者と定期的に活動内容検討会を開催

ポイント

新たな視点から地域を見つめ直すため、若い人材を登用



島根県

○県内全21市町村中、5市町村をモデル事業の対象に選定し、4人の集落支援員（里山プランナー）を設置

人材

島根県中山間地域研究センター客員研究員
（事業実施にあたり、やる気のある方を公募）

業務内容

地域の課題を抽出し、経営的視点から地域に必要な機能・サービスを検討

ポイント

県の予算的・人的支援をモデル市町村へ集中し、蓄積したノウハウを他地域へ紹介することにより、全県的な取り組みを推進

